



山形県公報

平成21年3月24日(火)

号 外(10)

目 次

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(議 会) ... 9
山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	(総 務 課) ... 同
職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例.....	(人 事 課) ... 同
職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 10
特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 同
山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する 条例.....	(同) ... 同
山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 11
山形県部設置条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 14
山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 15
山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 19
山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 20
知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 24
山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 同
山形県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課) ... 同
議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関す る条例の一部を改正する条例.....	(管 財 課) ... 30
山形県県税条例の一部を改正する条例.....	(税 政 課) ... 同
山形県統計調査条例.....	(統計企画課) ... 31
山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例.....	(学術振興課) ... 34
公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立 保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例.....	(同) ... 同
山形県立大学条例を廃止する条例.....	(同) ... 同
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改 正する条例.....	(健康福祉企画課) ... 35
山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....	(長寿社会課) ... 36
山形県空港管理条例の一部を改正する条例.....	(交通政策課) ... 同
山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課) ... 同
山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....	(道 路 課) ... 37
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改 正する条例.....	(教 育 庁) ... 41
山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の 一部を改正する条例.....	(同) ... 42
山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の 一部を改正する条例.....	(同) ... 43
山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例.....	(同) ... 同

山形県体育施設条例の一部を改正する条例.....	(同) ...48
山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	(警 察 本 部) ...55
山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例.....	(企 業 局) ...同
山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例.....	(同) ...56
山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例.....	(病院事業局) ...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（議会）

- 1 厚生文化委員会は、知事直轄の組織の分掌に属する事項を所管することとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（総務課）

- 1 統計法の制定等に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（人事課）

- 1 職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定することとした。（第2条第1項関係）
- 2 休息時間を廃止することとした。（第4条関係）
- 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（人事課）

- 1 職員の勤務時間の改定に伴い、休暇の取得単位の見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（人事課）

平成21年2月14日において知事であった者に対して退職手当を支給しないこととした。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（人事課）

- 1 議会の議員が議会等に出席する場合に支給する費用弁償額を引き下げることとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（人事課）

- 1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額を410,910円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号関係）
- 2 配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,500円に引き上げることとした。（第11条第3項関係）
- 3 新たに設置する主幹教諭の給料月額を定めることとした。（別表第4関係）
- 4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県部設置条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（人事課）

- 1 題名を山形県部等設置条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 知事直轄の組織を設置することとし、子育て支援その他の少子化対策に関する事項、児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項並びに青少年対策及び男女共同参画に関する事項を分掌させることとした。（第2条第1項関係）
- 3 政策推進部を廃止することとし、県行政の総合的な企画及び調整に関する事項、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項、地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並び

に統計に関する事項については総務部が分掌することとした。（第2条第2項第1号関係）

4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（人事課）

1 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当を県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当とし、徴税吏員が納税義務者等の住居、事業所等において納税義務者等に接して行う県税の賦課徴収に関する業務に従事した場合に、月額に代えて日額により支給することとした。（第4条関係）

2 次に掲げる特殊勤務手当について、月額に代えて日額により支給することとした。（第5条、第7条及び第14条第2項関係）

- (1) 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当
- (2) 有毒ガス発生を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (3) 警察職員の特殊勤務手当のうち次に掲げるもの
 - イ 刑事作業手当
 - ロ 鑑識作業手当
 - ハ 看守作業手当
 - ニ 交通取締用自動車運転作業手当

3 高病原性鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合において、その患畜若しくはその疑いのある患畜の診断又はその病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した場合に、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給することとした。（第6条第1項第2号関係）

4 次に掲げる特殊勤務手当の額を改定することとした。（改正後の第12条第2項、第13条第2項及び第14条第2項関係）

- (1) 用地交渉業務等に従事する職員の特殊勤務手当
- (2) 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (3) 警察職員の特殊勤務手当のうち次に掲げるもの
 - イ 死体取扱作業手当
 - ロ 山岳遭難救助作業手当
 - ハ 緊急呼出手当

5 警察職員の特殊勤務手当のうち交通事故調査作業手当を交通捜査作業手当とし、警察職員が交通整理若しくは交通取締りの作業に従事した場合又は警察職員が交通事件若しくは交通事故の調査作業に従事した場合に、月額に代えて日額により支給することとした。（第14条第2項第4号関係）

6 警察職員の特殊勤務手当のうち警ら作業手当を警ら取締作業手当とし、警察職員が警ら取締作業に従事した場合に、月額に代えて日額により支給することとした。（第14条第2項第6号関係）

7 同一の日において警察職員の特殊勤務手当のうち次に掲げる特殊勤務手当に係る作業等のうち2以上の作業等に従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、その従事した作業等のうち支給される額が最も高額となるもののみ従事したものとして支給されることとなる額とすることとした。（第20条の2第2項関係）

- (1) 刑事作業手当
- (2) 鑑識作業手当
- (3) 看守作業手当
- (4) 交通捜査作業手当
- (5) 交通取締用自動車運転作業手当
- (6) 警ら取締作業手当

8 次に掲げる特殊勤務手当を廃止することとした。

- (1) 家畜保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当
- (2) 種雄牛馬豚取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (3) 圧搾空気内作業に従事する職員の特殊勤務手当
- (4) ますのふ化のための親魚選別作業に従事する職員の特殊勤務手当

9 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（人事課）

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、特別の勤務に従事する育児短時間勤務職員の勤務の形態を変更することとした。（第12条関係）

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（人事課）

1 次に掲げる事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（第2条第1項の表第111項、第14項、第16項、第17項、第22項～第24項、第35項～第37項、第40項及び第42項関係）

- (1) 身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者相談員の委託 鶴岡市、中山町及び大蔵村
 - (2) 旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理等 鶴岡市及び酒田市
 - (3) 農地法の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可等 新庄市、尾花沢市、大石田町、金山町、真室川町、三川町及び遊佐町
 - (4) 農地法の規定に基づく小作地の指定等 米沢市及び新庄市
 - (5) 工場立地法の規定に基づく特定工場の新設の届出の受理等 鶴岡市
 - (6) 知的障害者福祉法の規定に基づく知的障害者相談員の委託 鶴岡市、中山町及び大蔵村
 - (7) 商工会法の規定に基づく設立の認可等 川西町
 - (8) 農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく開発行為の許可等 寒河江市及び尾花沢市
 - (9) 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定等 米沢市
 - (10) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく譲り渡そうとする土地の所在等の届出の受理等 鶴岡市、酒田市及び村山市
 - (11) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づく新法特定工場における製品等の変更の届出の受理 鶴岡市
 - (12) 特定非営利活動促進法の規定に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等 村山市
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、同年6月1日から施行することとした。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（人事課）

1 知事等の給料を減額して支給する期間を平成23年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（県条例第24号）（人事課）

1 職員等の勤務時間の改定に伴い、任命権者が修学部分休業を承認することができる時間及び取得単位の見直しを行うこととした。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第25号）（財政課）

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（第2条第1項第423号の6～第423号の9、第425号、第427号の3～第427号の9及び第457号の5関係）

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査等
- (2) 教育職員免許法の規定に基づく普通免許状の授与等
- (3) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の規定に基づく免許状更新講

習の課程の修了に係る確認の申請に対する審査等

(4) 道路交通法の規定に基づく認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の開催等

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第4号～第8号、第51号、第72号、第73号、第110号、第231号、第232号、第258号、第386号及び第473号並びに同条第2項第12号の表ヲ関係）

(1) 狩猟免許申請手数料、狩猟免許再交付手数料、狩猟免許更新申請手数料、狩猟者登録申請手数料及び狩猟者登録変更登録申請手数料

(2) 火薬類製造保安責任者等試験手数料

(3) 製造保安責任者試験手数料及び販売主任者試験手数料

(4) 液化石油ガス設備士試験手数料

(5) 介護サービス情報の公表等手数料及び介護サービス情報の調査手数料

(6) 技能検定試験手数料

(7) 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料

(8) 自動車運転代行業認定申請手数料

(9) 講習手数料

3 道路交通法の規定に基づく認知機能検査を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（第2条第2項第5号の3関係）

4 次に掲げる事務につき徴収する手数料を廃止することとした。（第2条第1項第209号、第210号及び第457号の4関係）

(1) 薬事法の規定に基づく医薬品の販売先又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査等

(2) 道路交通法施行令に規定する道路交通法の規定による講習で国家公安委員会規則で定めるものの開催

5 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)の改正は同月16日から、2の(9)の改正、3の改正及び4の改正は同年6月1日から、1の(1)の改正は長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から施行することとした。

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（県条例第26号）（管財課）

1 公用又は公共用に供するため普通財産を譲与し、又は時価より低い価額で譲渡することができる対象に、県が設立団体である地方独立行政法人を加えることとした。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第27号）（税政課）

1 地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県統計調査条例（県条例第28号）（統計企画課）

1 この条例は、統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者を実施機関とすることとした。（第2条第1項関係）

3 実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を県統計調査とすることとした。（第2条第2項関係）

4 県統計調査のうち、県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要なものであって、知事が指定するものを県基幹統計調査とすることとした。（第2条第3項関係）

5 知事は、4による指定をしたときは、その旨を告示しなければならないこととした。（第3

条第1項関係)

- 6 実施機関は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、7の報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならないこととした。（第3条第2項関係）
- 7 実施機関は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができることとし、報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならないこととした。（第4条第1項及び第2項関係）
- 8 実施機関は、県統計調査を行うために必要があるときは、調査区を設け、又は統計調査員を置くことができることとした。（第5条第1項関係）
- 9 実施機関は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第6条第1項関係）
- 10 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならないこととした。（第7条関係）
- 11 実施機関は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととした。（第8条第1項関係）
- 12 実施機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報を、実施機関の内部又は相互間において利用することができることとした。（第9条関係）
 - (1) 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
 - (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
- 13 実施機関は、次に掲げる者がそれぞれに定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができることとした。（第10条関係）
 - (1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
 - (2) (1)に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等
- 14 実施機関は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができることとした。（第11条関係）
- 15 実施機関は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、一般からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成し、当該匿名データを提供することができることとし、作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第12条第1項及び第2項関係）
- 16 次に掲げる者は、それぞれに定める額の手数料を納めなければならないこととした。（第13条関係）
 - (1) 14により実施機関に委託をしようとする者 次に掲げる額の合計額
 - イ 統計の作成等に要する時間1時間までごとに5,100円
 - ロ 委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果の提供の方法に応じ、160円を超えない範囲内で規則で定める額
 - (2) 15により匿名データの提供を受けようとする者 次に掲げる額の合計額
 - イ 請求一件につき1,620円
 - ロ 県統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して実施機関によってまとめられた匿名データの集合物の一につき7,400円
 - ハ 匿名データの提供の方法に応じ、160円を超えない範囲内で規則で定める額

- 17 次に掲げる者は、それぞれに定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第14条第1項関係）
- (1) 13により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - (2) 15により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 18 次に掲げる者は、それぞれに定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこととした。（第15条第1項関係）
- (1) 17の(1)に掲げる者であって、17の(1)に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - (2) 17の(1)に掲げる者から17の(1)に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 19 13により調査票情報の提供を受けた者若しくは15により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこととした。（第15条第2項関係）
- 20 10に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者等に対する罰則を設けることとした。（第17条～第20条関係）
- 21 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例（県条例第29号）（学術振興課）
- 1 県が設立する公立大学法人に係る重要な財産を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例（県条例第30号）（学術振興課）
- 1 山形県立米沢女子短期大学及び山形県立保健医療大学の職員を公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学に引き継ぐこととした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県立大学条例を廃止する条例（県条例第31号）（学術振興課）
- 1 山形県立大学を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（健康福祉企画課）
- 1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（長寿社会課）
- 1 基金に充てるため市町村から徴収する拠出金の額を算定するための割合を零とすることとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（交通政策課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成22年3月31日まで延長することとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例（県条例第35号）（都市計画課）
- 1 最上川流域下水道の処理する区域に上山市の区域を加えることとした。
 - 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。
- 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第36号）（道路課）

- 1 道路法施行令に規定する応急仮設住宅について、別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができることとした。(改正後の第3条第1号関係)
- 2 道路の占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第37号) (教育庁)

- 1 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
 - (1) 学校職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定することとした。(第3条第1項関係)
 - (2) 休息時間を廃止することとした。(第6条関係)
- 2 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
 - (1) 学校職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定することとした。(第2条関係)
 - (2) 休息時間を廃止することとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (教育庁)

- 1 学校職員の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (教育庁)

- 1 新たに設置する主幹教諭に教職調整額を支給することとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例 (県条例第40号) (教育庁)

- 1 山形県海浜青年の家を山形県金峰少年自然の家の分館とすることとした。(第3条関係)
- 2 山形県青年の家の管理を指定管理者に行わせることができることとした。(第11条関係)
- 3 青少年教育施設の使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (教育庁)

- 1 体育施設の管理を指定管理者に行わせることができることとした。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (警察本部)

- 1 警察官を増員し、階級別の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第43号) (企業局)

- 1 企業局職員の勤務時間の改定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第44号) (企業局)

- 1 酒田工業用水道の川南配水管からの給水の料金を改定することとした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第45号) (病院事業局)

- 1 病院事業局職員の勤務時間の改定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、政策推進部」を削り、同項第3号中「文化環境部」を「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織、文化環境部」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

(2) 山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）第2条第2項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第36条の2第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第 4 条を削り、第 4 条の 2 を第 4 条とし、第 4 条の 3 を第 4 条の 2 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (昭和41年 7月県条例第38号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「 休息时间、 」を削る。

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和26年12月県条例第64号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例 (昭和29年 1月県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

4 平成21年 2月14日において知事であつた者には、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例 (昭和31年 9月県条例第52号) の一部を次のように改正する。

日 額	10,900円	日 額	7,900円
同	11,600円	同	8,600円

別表第5中	同	13,400円	を	同	11,400円	に改める。
	同	15,300円		同	13,300円	
	同	17,100円		同	16,100円	
	同	19,000円		同	18,000円	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「大学、」及び「学長、」を削り、「教授、准教授」を「副校長」に改め、「助教、助手」を削り、「校長、教頭」を「校長、教頭、主幹教諭」に、「第5条の3」を「第7条」に、「第5条の2」を「第6条」に改める。

第4条第1項第4号八を削る。

第9条の2第1項第1号中「306,900円」を「410,900円」に改める。

第11条第3項中「6,000円（職員等に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（）」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第12条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員等の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員等となつた」に改める。

第13条の4第1項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第13条の7第1項中「及び教員」を「副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）及び教員」に改める。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

2 級	2 級	特 2 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
164,400	164,400	254,100
166,500	166,500	256,900
168,600	168,600	259,700
170,800	170,800	262,500
172,800	172,800	265,300
175,000	175,000	268,000
177,200	177,200	270,700
179,400	179,400	273,400
181,700	181,700	276,100
184,500	184,500	278,800
187,200	187,200	281,500

189,900	189,900	284,200
192,800	192,800	286,900
194,500	194,500	289,600
196,200	196,200	292,300
197,900	197,900	295,000
199,700	199,700	297,700
201,400	201,400	300,400
203,100	203,100	303,100
204,800	204,800	305,800
206,600	206,600	308,500
208,500	208,500	311,200
210,400	210,400	313,900
212,300	212,300	316,600
214,000	214,000	319,300
216,000	216,000	321,700
218,000	218,000	324,100
220,000	220,000	326,500
221,900	221,900	328,900
224,600	224,600	331,100
227,300	227,300	333,300
230,000	230,000	335,500
232,800	232,800	337,700
235,700	235,700	339,800
238,600	238,600	341,900
241,500	241,500	344,000
244,300	244,300	346,100
247,100	247,100	348,100
249,900	249,900	350,100
252,700	252,700	352,100
255,500	255,500	354,100
258,100	258,100	355,900
260,700	260,700	357,700
263,300	263,300	359,500
265,900	265,900	361,300
268,500	268,500	363,000
271,100	271,100	364,700
273,700	273,700	366,400
276,300	276,300	368,100
278,900	278,900	369,800
281,500	281,500	371,500
284,100	284,100	373,200
286,600	286,600	374,900
289,200	289,200	376,400
291,700	291,700	377,900
294,200	294,200	379,400
296,500	296,500	380,900
299,200	299,200	382,300
301,900	301,900	383,700
304,600	304,600	385,100
307,100	307,100	386,500
309,600	309,600	387,800
312,100	312,100	389,100
314,600	314,600	390,400
317,000	317,000	391,700
319,200	319,200	392,900
321,400	321,400	394,100

別表第4教育職給料表(2)の項の表中	323,600		323,600	395,300	を に改め、同別
	325,900		325,900	396,500	
	328,100		328,100	397,700	
	330,300		330,300	398,900	
	332,500		332,500	400,100	
	334,700		334,700	401,300	
	336,900		336,900	402,400	
	339,100		339,100	403,500	
	341,300		341,300	404,600	
	343,300		343,300	405,700	
	345,200		345,200	406,700	
	347,100		347,100	407,700	
	349,000		349,000	408,700	
	350,800		350,800	409,700	
	352,600		352,600	410,500	
	354,400		354,400	411,300	
	356,200		356,200	412,100	
	357,900		357,900	412,900	
	359,600		359,600	413,700	
	361,300		361,300	414,500	
	363,000		363,000	415,300	
	364,700		364,700	416,100	
	366,100		366,100	416,800	
	367,500		367,500	417,500	
	368,900		368,900	418,200	
	370,400		370,400	418,900	
	371,700		371,700	419,600	
	373,000		373,000	420,300	
	374,300		374,300	421,000	
	375,700		375,700	421,700	
	376,800		376,800	422,300	
	377,900		377,900	422,900	
	379,000		379,000	423,400	
	380,200		380,200	423,900	
	381,300		381,300	424,500	
	382,400		382,400	425,100	
	383,500		383,500	425,600	
	384,500		384,500	426,100	
	385,500		385,500	426,700	
	386,500		386,500	427,300	
	387,500		387,500	427,800	
	388,400		388,400	428,300	
389,400		389,400			
390,400		390,400			
391,400		391,400			
392,200		392,200			
393,100		393,100			
394,000		394,000			
394,900		394,900			
395,900		395,900			
396,700		396,700			
397,500		397,500			
398,300		398,300			
399,100		399,100			
399,900		399,900			
400,700		400,700			

401,500	401,500	
402,200	402,200	
402,900	402,900	
403,600	403,600	
404,300	404,300	
405,100	405,100	
405,800	405,800	
406,500	406,500	
407,200	407,200	
407,700	407,700	
408,300	408,300	
408,900	408,900	
409,500	409,500	
409,900	409,900	
410,500	410,500	
411,100	411,100	
411,700	411,700	
412,100	412,100	
412,700	412,700	
413,300	413,300	
413,900	413,900	
414,300	414,300	
414,900	414,900	
415,500	415,500	
416,100	416,100	
416,500	416,500	
276,000	276,000	303,700

表教育職給料表(3)の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県部等設置条例

第1条中「。以下「法」という。）第158条」を「）第158条第1項」に、「基き、部」を「基づき、部等」に改める。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。

第2条第1号中ホをヌとし、ニをリとし、ハをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

ヘ 地域振興に関する事項

ト 情報化の推進に関する事項

チ 統計に関する事項

第2条第1号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項

第2条第2号を削り、同条第3号イ中「及び」を「、県民活動及び」に改め、同号中口を削り、八を口とし、同号を同条第2号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

県に知事直轄の組織を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援その他の少子化対策に関する事項
- (2) 児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項
- (3) 青少年対策及び男女共同参画に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（山形県固定資産評価審議会条例の一部改正）
- 2 山形県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月県条例第50号）の一部を次のように改正する。
第6条中「政策推進部」を「総務部」に改める。
（山形県青少年健全育成条例の一部改正）
- 3 山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第23条中「文化環境部」を「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織」に改める。
（山形県社会福祉審議会条例の一部改正）
- 4 山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉部」を「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織及び健康福祉部」に改める。
（山形県男女共同参画推進条例の一部改正）
- 5 山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第25条中「文化環境部」を「山形県部等設置条例（昭和34年3月県条例第2号）第2条第1項に規定する知事直轄の組織」に改める。
（山形県市町村合併推進審議会条例の一部改正）
- 6 山形県市町村合併推進審議会条例（平成17年7月県条例第75号）の一部を次のように改正する。
第8条中「政策推進部」を「総務部」に改める。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号から第23号までを3号ずつ繰り上げ、第24号を削り、第25号を第21号とし、第26号から第32号までを4号ずつ繰り上げる。

第4条の見出しを「（県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当）」に改め、同条第1項中「県税事務に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる職員」を「県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、徴税吏員が納税義務者等の住居、事業所等において納税義務者等

に接して行う県税の賦課徴収に関する業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額」を「業務に従事した日1日につき650円」に改め、同項各号を削る。

第5条第1項中「次の各号に掲げる場合」を「福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員（当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる額」を「業務に従事した日1日につき580円」に改め、同項各号を削る。

第6条第1項第2号中「病理細菌検査業務に」を「当該作業に専ら」に改め、「及び家畜保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給を受ける者」を削り、「又は結核病」を「結核病又は高病原性鳥インフルエンザ（人事委員会規則で定めるものに限る。）」に改める。

第6条の4を削り、第6条の5を第6条の4とし、第6条の6を第6条の5とし、第6条の7を第6条の6とし、第6条の8を削る。

第7条第1項中「次の各号に掲げる場合」を「消費生活センター、環境科学センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部エコ農業推進課、農業大学校、農業総合センター、水産試験場、内水面水産試験場、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する職員が、有毒ガス発生を伴う作業に従事したとき（その従事した時間が1日につき2時間を超える場合に限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる額」を「作業に従事した日1日につき250円」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「次の各号に掲げる作業に従事した場合」を「総合療育訓練センター及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、放射線の照射（撮影を含む。）作業（補助作業を含む。）に従事したとき」に改め、同項各号を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第11条の2を削り、第11条の3を第11条とする。

第12条第2項中「650円」を「1,000円」に、「975円」を「1,500円」に改める。

第12条の5及び第12条の6を削る。

第13条を次のように改める。

（公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、総務部危機管理室総合防災課、農林水産部、土木部及び総合支庁に勤務する職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）

イ 河川の堤防等

ロ 道路法第46条第1項（第2号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ハ 港湾施設等

(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により居住者等が避難のための立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第63条第1項の規定により設定された警戒区域その他人事委員会規則で定める地域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督、測量、測定の監督等の作業

(3) 前2号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 次の区分による額

区分	手当額 (1日につき)
巡回監視	710円
応急作業等	1,080円

- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき1,080円
- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて人事委員会規則で定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同一の日において第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。
 - (1) 第1項第1号の作業又は同項第3号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第1号又は第3号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
 - (2) 第1項各号の作業が人事委員会規則で定める著しく危険な区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

第14条第1項第4号を次のように改める。

(4) 交通捜査作業手当

第14条第1項第6号を次のように改める。

(6) 警ら取締作業手当

第14条第2項の表第1号中「犯罪」を「私服勤務の警察職員が犯罪」に改め、「専ら従事する私服勤務の警察職員が当該作業に」を削り、「月1月」を「日1日」に、「12,300円」を「560円」に改め、同表第2号中「鑑識作業に専ら従事する」を削り、「当該作業」を「指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識等の作業」に、「7,000円」を「280円」に、「12,300円」を「560円」に改め、同表第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 看守作業 手当	警察職員が被疑者等の看守又は護送の作業に従事した場合	同	310円
(4) 交通捜査 作業手当	イ 警察職員が交通整理又は交通取締りの作業に従事した場合（口に掲げる場合を除く。）	同	310円
	ロ 警察職員が高速自動車国道においてイに掲げる作業に従事した場合	同	460円
	ハ 警察職員が交通事件又は交通事故の調査作業に従事した場合（二に掲げる場合を除く。）	同	560円 (夜間における作業に従事した場合（第9号の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）にあつては840円)
	ニ 警察職員が高速自動車国道においてハに掲げる作業に従事した場合	同	840円 (夜間における作業に従事した場合（第9号の特

		殊勤務手当が支給される場合を除く。)にあつては1,260円)
(5) 交通取締用自動車運転作業手当	イ 警察職員が交通取締用自動車(交通取締用自動二輪車を除く。)の運転作業に従事した場合	同 420円
	ロ 警察職員が交通取締用自動二輪車の運転作業に従事した場合	同 560円
(6) 警ら取締作業手当	警察職員が警ら取締作業に従事した場合	同 340円
(7) 死体取扱作業手当	イ 人の死体の検視及び取扱いに関する業務に従事することを常例とする警察職員で人事委員会規則で定めるものが人の死体の検視又は見分等の作業に従事した場合	作業に係る死体1体につき 3,200円
	ロ イに掲げる警察職員以外の警察職員がイに掲げる作業に従事した場合	同 1,600円 (損傷の著しい死体に係る作業に従事した場合にあつては3,200円)
	ハ 警察職員が人の死体の解剖の補助作業に従事した場合	同 3,200円

第14条第2項の表第8号中 「同 550円」 を 「作業に従事した日1日につき 630円」 に改め、同表第12号中

「(午後9時から翌日の午前5時までの間における作業時間が3時間に満たない場合にあつては620円)」を削る。

第15条第1項中「それぞれの」を「当該」に、「2級」を「特2級、2級」に改める。

第20条の2中「(圧搾空気内作業に従事する職員の殊勤務手当にあつては時間)」を削り、同条の表を次のように改める。

坑内作業に従事する職員の殊勤務手当	高所作業に従事する職員の殊勤務手当
第14条第1項第14号の殊勤務手当	第14条第1項第9号の殊勤務手当

第20条の2に次の1項を加える。

- 2 同一の日において第14条第1項第1号から第6号までの殊勤務手当に係る作業等のうち2以上の作業等に従事した場合における当該殊勤務手当の額は、その従事した作業等のうち支給される額が最も高額となるものにのみ従事したものとして支給されることとなる額とする。ただし、人事委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会規則で定める作業等のみ従事したものとして支給されることとなる額とする。

第20条の3中「第4条第2項第1号、第5条第2項第1号、第6条の8第2項、第7条第2項第2号、第14条第2項の表第1号、第2号、第3号イ及び第4号から第6号まで並びに」を削り、「は、これらの」を「は、同号の」に、「これらの規定に掲げる」を「同号に掲げる」に改め、「職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第2項又は」及び「職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は」を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「知事若しくは」を削り、同条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第16条の表中

「	、職員の勤務時間に関する条例	、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例	」
「	第2条第2項	第2条第1項	を
「	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項	」
「	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項	に

改める。

第17条の表中 「 40時間 」 を 「 38時間45分 」 に、

「 1週間当たり40時間 」 を 「 1週間当たり38時間45分 」 に、

「 第4条の2第1項 」 を 「 第4条第1項 」 に改める。
「 第4条の2第2項 」 を 「 第4条第2項 」

第19条の表中 「40時間」 を 「38時間45分」 に改め、「知事又は」を削り、「1週間当たり40時間」 を 「1週間当たり38時間45分」 に、

「第6条の2第1項
第6条の2第2項」 を 「第6条第1項
第6条第2項」 に改める。

第28条の表中

「	、職員の勤務時間に関する条例	、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例	」
「	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	」
「	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	山形県職員等の育児休業等に関する条例第31条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項	」

改める。

第29条の表及び第31条の表中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第4項事務の欄中「第6条の3」を「第6条の3第1項」に改め、同表中第40項を第47項とし、第36項から第39項までを7項ずつ繰り下げ、同表第35項を削り、同表第34項市町村の欄中「山形市」を「山形市、村山市」に改め、同項を同表第42項とし、同表中第33項を第41項とし、第32項を第39項とし、同項の次に次の1項を加える。

40 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による新法特定工場における製品等の変更の届出の受理	鶴岡市
---	-----

第2条第1項の表中第31項を第38項とし、同表第30項市町村の欄を次のように改める。

新庄市、上山市、長井市、東根市及び南陽市以外の市

第2条第1項の表中第30項を第35項とし、同項の次に次の2項を加える。

36 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第3条の規定による規制地域の指定 (2) 法第4条第1項の規定による規制基準の設定 (3) 法第4条第2項の規定による規制基準の設定 (4) 法第5条第2項の規定による意見の聴取 (5) 法第6条の規定による規制地域及び規制基準の公示 (6) 法第21条第1項の規定による協力の要請	米沢市
37 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第4条第1項の規定による譲り渡そうとする土地の所在等の届出の受理 (2) 法第5条第1項の規定による地方公共団体等による土地の買取りを希望する旨の申出の受理 (3) 法第6条第1項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知 (4) 法第6条第3項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	鶴岡市、酒田市及び村山市

第2条第1項の表中第29項を第34項とし、第25項から第28項までを5項ずつ繰り下げ、同表第24項事務の欄中「第28項」を「第33項」に改め、同項を同表第29項とし、同表中第20項から第23項までを5項ずつ繰り下げ、第19項を第21項とし、同項の次に次の3項を加える。

22 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による特定工場の新設の届出の受理 (2) 法第7条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 (3) 法第8条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 (4) 法第9条第1項の規定による特定工場の設置の場所に関し必要な事項についての勧告	鶴岡市
--	-----

<ul style="list-style-type: none"> (5) 法第9条第2項の規定による特定工場における生産施設の面積等に関し必要な事項についての勧告 (6) 法第10条第1項の規定による前号に規定する勧告に係る事項の変更の命令 (7) 法第11条第2項の規定による特定工場の新設等の制限の期間の短縮 (8) 法第12条の規定による氏名又は名称及び住所の変更の届出の受理 (9) 法第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理 	
<p>23 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第1項の規定による知的障害者相談員の委託</p>	<p>鶴岡市、中山町及び大蔵村</p>
<p>24 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第23条第1項の規定による設立の認可 (2) 法第23条第3項(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取 (3) 法第24条(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。))及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可又は不認可の処分及び通知 (4) 法第42条第5項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による総会招集の承認 (5) 法第44条第2項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可 (6) 法第49条の規定による事業報告書等の受理 (7) 法第50条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (8) 法第51条第1項の規定による警告及び処分 (9) 法第51条第2項の規定による警告及び設立の認可の取消し (10) 法第51条第3項の規定による地区の変更又は解散の勧告 (11) 法第51条第4項の規定による設立の認可の取消し (12) 法第51条第5項の規定による意見の聴取 (13) 法第52条第2項の規定による解散の届出の受理 (14) 法第53条の規定による清算人の選任 (15) 法第54条第1項の規定による財産処分の方法についての認可 (16) 法第54条第2項の規定による財産処分の方法についての認可 (17) 法第54条の3の規定による清算終了の届出の受理 	<p>川西町</p>

第2条第1項の表中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、同表第15項市町村の欄中「鶴岡市、酒田市」を「米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市」に改め、同項を同表第17項とし、同表第14項市町村の欄中「新庄市及び尾花沢市以外の市」を「各市」に、「大江町」を「大江町、大石田町、金山町、真室川町」に、「及び庄内町」を「三川町、庄内町及び遊佐町」に改め、同項を同表第16項とし、同表第13項事務の欄中「第15項」を「第17項」に改め、同項を同表第15項とし、同表中第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>14 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定による申請者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</p> <p>(6) 法第8条第3項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</p> <p>(7) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理</p> <p>(8) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p> <p>(9) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(10) 法第17条第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(11) 法第17条第3項の規定による届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(12) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(13) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の消印及び還付</p>	<p>鶴岡市及び酒田市</p>
---	-----------------

第2条第1項の表中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

<p>11 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の規定による身体障害者相談員の委託</p>	<p>鶴岡市、中山町及び大蔵村</p>
--	---------------------

附則第3項中「第2条第1項の表第24項」を「第2条第1項の表第29項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表中第12項を第13項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同項の次に1項を加える部分に限る。）及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により市町村の長が執行することとなる事務（同項の表第11項、第22項、第23項、第24項、第36項、第37項及び第40項に掲げるもの並びに同表第16項に掲げるもの（新庄市、尾花沢市、大石田町、金山町、真室川町、三川町及

び遊佐町の区域に係るものに限る。）、同表第17項に掲げるもの（米沢市及び新庄市の区域に係るものに限る。）、同表第35項に掲げるもの（寒河江市及び尾花沢市の区域に係るものに限る。）及び同表第42項に掲げるもの（村山市の区域に係るものに限る。）に限る。）に係るものは、施行日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 3 第2条第1項の表中第12項を第13項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同項の次に1項を加える部分に限る。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法律の規定により知事がした処分その他の行為のうち当該改正規定の施行の際現に効力を有するもの又は当該改正規定の施行の際現に法律の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において改正後の第2条第1項の規定により鶴岡市及び酒田市の長が執行することとなる事務（同項の表第14項に掲げるものに限る。）に係るものは、施行日以後においては、鶴岡市及び酒田市の長がした処分その他の行為又は鶴岡市及び酒田市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

第3条中「平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間」を「特例期間」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県職員等の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年7月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「4,000円」を「3,900円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同項第5号中「1,100円」を「1,000円」に改め、同項第6号中「2,900円」を「2,800円」に改め、同項第7号及び第8号中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第51号中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項第72号中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に、「9,400円」を

「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同項第73号中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に、「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同項第110号中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改め、同項第209号及び第210号を次のように改める。

(209)及び(210) 削除

第2条第1項第211号中「薬事法」を「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条（同法附則第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き業務を行うことができることとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法」に改め、同項第215号中「薬事法」を「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第14条及び第15条の規定により従前の例により引き続き業務を行うことができることとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法」に改め、同項第231号中「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に、「備考」を「備考第1項」に、「10,000円」を「9,500円（同備考第3項に規定する場合における短期入所生活介護又は共用型認知症対応型通所介護に係る情報にあっては、3,000円）」に改め、同項第232号中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同号の表イの項金額の欄中「30,000円」を「18,000円」に改め、同表口の項金額の欄中「28,000円」を「17,000円」に改め、同表ハの項金額の欄中「32,000円」を「19,000円」に改め、同表の備考中「に係る1件」を「（その額が同額の場合にあっては、そのうちいずれか一の介護サービス）に係る1件」に改め、同備考第1号中「及び介護予防訪問介護」を「、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうちいずれか2以上の介護サービス」に改め、同備考第3号中「及び介護予防訪問看護」を「、療養通所介護又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上の介護サービス」に改め、同備考第5号中「認知症対応型通所介護」を「療養通所介護、認知症対応型通所介護」に改め、同備考第6号を次のように改める。

(6) 療養通所介護、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか2以上の介護サービス

第2条第1項第232号の表の備考第9号中「及び介護予防特定施設入居者生活介護」を「、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス」に改め、同備考第11号を次のように改める。

(11) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

第2条第1項第232号の表の備考に次の2号を加える。

(13) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

(14) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

第2条第1項第232号の表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の2項を加える。

2 複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている場合にあっては、この表に定めるところにより算定した額から、当該複数の介護サービスに係る情報の件数が1を増すごとに2,000円を減じた額とする。

3 前項の場合において、次の各号のいずれかに掲げる複数の介護サービスが含まれるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、10,000円（次の各号の2以上に該当するときは、該当する号の数に10,000円を乗じて得た額）を減じた額とする。

(1) 短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護（短期入所生活介護の利用定員が特定施設入居者生活介護の入居定員の6分の1以下である場合に限る。）

(2) 短期入所生活介護及び介護保健施設サービス（短期入所生活介護の利用定員が介護保健施設サービスの入所定員の6分の1以下である場合に限る。）

(3) 共用型認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護

第2条第1項第258号中「15,700円」を「16,500円」に改め、同項第386号中「15,100円」を「16,900円」に改め、同項第423号の5の次に次の4号を加える。

(423)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	6,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	12,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	22,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	58,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	101,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	166,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	204,000円
上記以外の場合	戸数が300戸を超えるもの	218,000円
	戸数が1戸のもの	46,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	108,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	173,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	342,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	613,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,053,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,949,000円
戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,785,000円	
戸数が300戸を超えるもの	3,411,000円	

備考

- 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下「適合審査」という。）を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟

- につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 申請に係る建築設備の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、第350号に定める額を加算した額とする。
 - 3 第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

(423)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 長期優良住宅建築等計画 次
 第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等 画変更認定申請手数料 次の表の左欄に掲
 計画の変更の認定の申請に対する審査 げる区分に応じ、
 それぞれ同表の右
 欄に定める額

区分		金額
登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	3,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	6,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	11,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	16,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	29,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	51,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	83,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	102,000円
	戸数が300戸を超えるもの	109,000円
上記以外の場合	戸数が1戸のもの	23,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	54,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	87,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	171,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	307,000円

戸数が50戸を超え100戸以内のもの	527,000円
戸数が100戸を超え200戸以内のもの	975,000円
戸数が200戸を超え300戸以内のもの	1,392,000円
戸数が300戸を超えるもの	1,706,000円

備考

- 1 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 申請に係る建築設備の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、第350号に定める額を加算した額とする。
- 3 第1項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟(1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分)につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

(423)の8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 譲受人決定時の認定長 2,000円
 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場 期優良住宅建築等計画
 合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の 変更認定申請手数料
 認定の申請に対する審査

(423)の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 認定計画実施者の地位 1,700円
 第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承 継の承認の承認申請手数料
 継の承認の申請に対する審査

第2条第1項第425号中「第5条第1項及び第16条の2第1項」を「第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」に改め、同項第426号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同項第427号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同項第427号の2の次に次の7号を加える。

(427)の3 教育職員免許法第9条の2第1項の規定 免許状更新講習修了者 3,300円
 に基づく同条第3項に規定する免許状更新講習の に係る教育職員の免許
 課程を修了した者に係る免許状の有効期間の更新 状の有効期間更新申請
 の申請に対する審査 手数料

(427)の4 教育職員免許法第9条の2第1項の規定 免許状更新講習免除者 3,300円
 に基づく同条第3項に規定する免許状更新講習を に係る教育職員の免許
 受ける必要がないものとして免許管理者が認めた 状の有効期間更新申請
 者に係る免許状の有効期間の更新の申請に対する 手数料
 審査

(427)の5 教育職員免許法第9条の2第5項の規定 教育職員の免許状の有 2,000円
 に基づく免許状の有効期間の延長の申請に対する 効期間延長申請手数料
 審査

(427)の6 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。次号から第427号の9までにおいて「平成19年改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了に係る確認の申請に対する審査
 免許状更新講習修了確認申請手数料 3,300円

(427)の7 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程を修了した後教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第6条第1項に規定する期間内にあることに係る確認の申請に対する審査
 修了確認期限を超過した者の免許状更新講習修了確認申請手数料 3,300円

(427)の8 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の申請に対する審査
 修了確認期限延期申請手数料 2,000円

(427)の9 平成19年改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者であることに係る認定の申請に対する審査
 免許状更新講習受講免除認定申請手数料 3,300円

第2条第1項第430号中「第6条第1項」を「第6条第1項及び第4項」に改め、同項第431号中「学生、」を削り、同項第457号の4を次のように改める。

(457)の4 削除

第2条第1項第457号の4の次に次の1号を加える。

(457)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の開催
 認知機能検査員講習手数料 講習30分間につき350円

第2条第1項第473号中「16,000円」を「13,000円」に改め、同条第2項第5号の2の次に次の1号を加える。

(5)の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査を受けようとする者
 認知機能検査手数料 650円

第2条第2項第12号の表ウの項中

講習1時間について2,050円

を

講習1時間について1,500円

5,800円(当該講習が道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)

に改める。

2,350円

第3条第10項中「第115条の30第1項」を「第115条の36第1項」に改め、同条第11項中「第115条の36第1項」を「第115条の42第1項」に改める。

別表中「、特定任意高齢者講習（シニア運転者）手数料」を削り、「自動車保管場所証明書交付申請手数料」を「認知機能検査員講習手数料、自動車保管場所証明書交付申請手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号から第8号までの改正規定は同月16日から、同項第231号の改正規定（「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改める部分に限る。）、同項第232号の改正規定（「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改める部分に限る。）並びに第3条第10項及び第11項の改正規定は同年5月1日から、第2条第1項第209号及び第210号、第211号、第215号並びに第457号の4の改正規定、同条第2項第5号の2の次に1号を加える改正規定、同項第12号の改正規定並びに別表の改正規定（「、特定任意高齢者講習（シニア運転者）手数料」を削る部分に限る。）は同年6月1日から、第2条第1項第423号の5の次に4号を加える改正規定は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成21年5月31日までの間における改正後の第2条第1項第457号の5の規定の適用については、同号中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の規定による改正後の道路交通法」とする。

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は他の地方公共団体において」を「、他の地方公共団体又は県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）において」に、「を国又は他の地方公共団体」を「を国、他の地方公共団体又は県が設立団体である地方独立行政法人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第67条の12中「本条」を「この条」に、「統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県統計調査条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

山形県条例第28号

山形県統計調査条例

山形県統計調査条例（昭和28年3月県条例第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例において「県統計調査」とは、実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 実施機関がその内部又は相互間において行うもの

(2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの

(3) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの

3 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち、県の政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要なものであって、知事が指定するものをいう。

（県基幹統計調査の指定の告示等）

第3条 知事は、前条第3項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。その指定を変更し、又は解除したときも、同様とする。

2 実施機関は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（報告義務）

第4条 実施機関は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（調査区及び統計調査員）

第5条 実施機関は、県統計調査を行うために必要があるときは、調査区を設け、又は統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、実施機関が任命し、又は委嘱する。

（立入検査等）

第6条 実施機関は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 実施機関は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

第9条 実施機関は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報(法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を、実施機関の内部又は相互間において利用することができる。

(1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

(2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 実施機関は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第11条 実施機関は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成及び提供)

第12条 実施機関は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データ(法第2条第12項に規定する匿名データをいう。以下同じ。)を作成し、当該匿名データを提供することができる。

2 実施機関は、前項の規定により作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、実施機関から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(手数料)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 第11条の規定により実施機関に委託をしようとする者 次に掲げる額の合計額

イ 統計の作成等に要する時間1時間までごとに5,100円

ロ 委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果の提供の方法に応じ、160円を超えない範囲内で規則で定める額

(2) 前条第1項の規定により匿名データの提供を受けようとする者 次に掲げる額の合計額

イ 請求一件につき1,620円

ロ 県統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して実施機関によってまとめられ

た匿名データの集合物の一につき7,400円

八 匿名データの提供の方法に応じ、160円を超えない範囲内で規則で定める額

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

(2) 第12条第1項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 前条第1項第1号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第12条第1項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

(2) 第15条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第18条 第15条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

(2) 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 匿名データの取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者若しくは第12条第1項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の山形県統計調査条例（以下「旧条例」という。）の規定により行った統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、改正後の山形県統計調査条例第9条に規定する調査票情報とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に公表されていない旧条例の規定により行った統計調査の結果に対する旧条例第9条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県公立大学法人に係る重要な財産を定める条例

県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）が7千万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例

(公立大学法人山形県立米沢女子短期大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織)

第1条 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年3月県条例第31号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年3月県条例第39号。以下「旧条例」という。）第1条に規定する山形県立米沢女子短期大学とする。

(公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに係る県の内部組織)

第2条 公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに係る地方独立行政法人法第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、旧条例第1条に規定する山形県立保健医療大学とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県立大学条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県立大学条例を廃止する条例

山形県立大学条例（昭和39年 3月県条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
（山形県立大学の授業料等徴収条例の廃止）
- 2 山形県立大学の授業料等徴収条例（昭和38年 3月県条例第10号）は、廃止する。
（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 3 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和52年 3月県条例第 7号）の一部を次のように改正する。
第 2条を削り、第 3条を第 2条とする。
第 4条中「補償を実施する機関」を「県教育委員会」に改め、同条を第 3条とする。
第 5条中「補償を実施する機関」を「県教育委員会」に改め、同条を第 4条とする。
第 6条中「知事又は」を削り、同条を第 5条とする。
（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 前項の規定による改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第 2条から第 5条までの規定は、平成21年 4月 1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年 3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中	円 14,110	を	円 15,200	に、	47,980	を	51,230	に、
	7,640		8,250					
	45,590		48,240					

68,430	73,560
1,550	1,630
2,370	2,540
4,380	4,560

「 35,060 」	を	「 37,570 」	に、	6,160	を	6,550	に改める。
				42,130		45,410	
				2,100		2,210	
				2,680		2,740	
				6,950		7,500	
				8,070		8,370	
				12,530		13,510	
				」		」	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県介護保険財政安定化基金条例（平成12年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の0.5」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県流域下水道設置条例の一部を改正する条例

山形県流域下水道設置条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「山形市」を「山形市、上市市」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第11条の7第1項に規定する
 応急仮設住宅

第4条中「とき）」を「とき）」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	630	530
	第2種電柱		970	820
	第3種電柱		1,300	1,100
	第1種電話柱		560	480
	第2種電話柱		900	760
	第3種電話柱		1,200	1,000
	その他の柱類		56	48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	6	5
地下に設ける電線その他の線類	3		3	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	550	470	

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	950
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470	400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	29
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	57
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	86
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	290
	外径が1メートル以上のもの		670	570

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000	510
	地下に設ける通路			600	310
	その他のもの			1,100	950
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20	10
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200	100
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	100
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000
	標識		1本につき1年	900	760
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10
		その他のもの	1本につき1月	200	100

	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	100
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	1,000
		その他のもの		1,000	510
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	200	100
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110	95
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			

別表の備考第7項中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定に

よる許可をし、又は同法第35条の規定による協議が成立した道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。）に係る平成21年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。

- (1) 平成21年度 当該既存占用について、改正前の山形県道路占用料徴収条例第2条及び別表の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.1を乗じて得た額
- (2) 平成22年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.1を乗じて得た額

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる者」を「県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務職」という。）を占める者に限る。）、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員」に改め、同条各号を削る。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、「知事又は」を削り、同条第3項中「知事又は」を削る。

第4条第1項中「知事又は」及び「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第2項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第3項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「知事又は」を削る。

第5条第1項中「知事又は」を削り、「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改め、同条第2項中「知事又は」を削る。

第6条を削る。

第6条の2第1項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「知事又は」を削り、同条第2項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条を第6条とする。

第6条の3第1項から第3項までの規定中「知事又は」を削り、同条を第6条の2とする。

第7条の2中「学長又は」及び「知事又は」を削る。

第7条の3第1項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「学長又は」及び「知事又は」を削る。

第8条第1項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項第1号及び第2号中「知事又は」を削り、同項第3号中「知事若しくは」及び「知事又は」を削り、同条第2項中「知事又は」を削り、同条第3項中「知事又は」及び「知事若しくは」を削り、同条第4項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第10条及び第11条中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第12条中「知事又は」を削る。

第13条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項中「知事若しくは」を削り、「こ

これらの」を「その」に改める。

第16条第1項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第2項中「知事又は」を削る。

第16条の2第1項中「知事若しくは」を削り、「これらの」を「その」に改め、「知事又は」を削る。

第17条及び第18条中「知事又は」を削る。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

第4条第1項及び第3項、第6条第1項、第7条の3第1項並びに第16条の2第1項	県教育委員会又は	市町村教育委員会又は
第4条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条の2、第8条、第9条第4項、第10条から第12条まで、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項並びに第16条第1項	県教育委員会	市町村教育委員会
第6条の2第1項及び第2項	県教育委員会は	市町村教育委員会は
第7条の2	校長	校長又は学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設の長
第7条の3第1項	校長	校長又は学校給食法第6条に規定する施設の長

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校等及び小学校、中学校職員の定数に関する条例(昭和33年4月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に、「第5条の3」を「第7条」に、「第5条の2」を「第6条」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
小学校 中学校	人 6,649	人 437	人 18	人	人	人 440	人	人 60	人 7,604
特別支援学校	662	17		112	19	40		66	916
高等学校	2,022	61		2	190	168	12	146	2,601

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第3条第1項中「2級」を「特2級、2級」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
山形県青年の家	天童市
山形県朝日少年自然の家	西村山郡大江町

山形県金峰少年自然の家	鶴岡市
山形県飯豊少年自然の家	西置賜郡飯豊町
山形県神室少年自然の家	最上郡真室川町

第3条第1項中「教育委員会は、前条の青少年教育施設」を「山形県金峰少年自然の家」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「教育委員会規則で定める」を「次のとおりとする」に改め、同項に次の表を加える。

名称	位置
山形県金峰少年自然の家 山形県海浜自然の家	飽海郡遊佐町

第7条を第17条とする。

第6条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条中「使用料を減免する」を「前条第1項の使用料の全部又は一部を免除する」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の7条を加える。

（使用料の不還付）

第10条 第8条第1項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由で青少年教育施設を利用できなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者）

第11条 山形県青年の家の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、山形県青年の家の管理を行うものとする。

(1) 宿泊を伴わない利用にあつては、午前9時から午後9時までの時間は、利用することができない時間としないこと。ただし、午後5時以降の利用者がいないときは、利用時間を午後5時までとすることができる。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他山形県青年の家の管理上教育委員会が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて山形県青年の家の利用時間及び休館日を定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて山形県青年の家を臨時に閉館し、又は休館することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 山形県青年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 山形県青年の家の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与に関するものに限る。）

(3) 第5条第1項の規定による利用の許可に関する業務

(4) 第7条の規定による利用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び利用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、山形県青年の家の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 第11条の規定により指定管理者が山形県青年の家の管理を行う場合における第5条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 第11条の規定により指定管理者が山形県青年の家の管理を行う場合にあつては、指定管理者の許可を受けた者は、山形県青年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第8条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の免除)

第15条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者の許可を受けた者の責任によらない理由で山形県青年の家を利用できなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5条第1項中「青少年教育施設を利用する者（学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者）」を「利用者（第11条の規定により山形県青年の家の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、山形県青年の家に係る第5条第1項の許可を受けた者（以下「指定管理者の許可を受けた者」という。））」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(利用の許可)

第5条 青少年教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に青少年教育施設の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、青少年教育施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 青少年教育施設の管理上適当でないと認めるとき。

(3) その他青少年教育施設の設置の目的に反すると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は青少年教育施設の利用の停止を命ずることができる。

(1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。

(2) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) その他青少年教育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表

1 宿泊を伴う利用に係る使用料

区分	使用料の額 (1人1泊当たり)
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者(以下「小中学生等」という。)、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)及び社会教育関係者	360円
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	570円
その他の者	1,000円

2 宿泊を伴わない利用に係る使用料

区分		使用料の額 (1室1日当たり)
青少年教育施設の名称	施設	
山形県青年の家	研修室	200円
	大研修室	630円
	食堂	630円
	体育館	2,530円
山形県朝日少年自然の家	和室	200円
	集会室	630円
	食堂	630円
	体育館	2,530円
山形県金峰少年自然の家	和室	200円
	会議室	200円
	研修室	630円
	食堂	630円

	体育館	2,530円
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家	研修室	200円
	大研修室	630円
	食堂	630円
	体育館	2,530円
山形県飯豊少年自然の家	研修室	200円
	食堂	630円
	チャレンジ広場	630円
	どろんこ広場	1,310円
山形県神室少年自然の家	和室(16畳)	200円
	和室(20畳)	200円
	和室(40畳)	200円
	和室(60畳)	630円
	第1研修室	630円
	第2研修室	200円
	食堂	200円
	プレイルーム	1,310円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に第2項の表に掲げる施設を利用する場合における当該利用に係る使用料は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の使用料は、無料とする。
 - (1) 小中学生等
 - (2) 高校生等
 - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
 - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
 - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条を第9条とし、同条の次に7条を加える改正規定（第6条を第9条とする部分及び第10条に係る部分を除く。）は、平成22年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後において申請された青少年教育施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に申請された青少年教育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 山形県青年の家の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するものに行わせるために必要な行為は、第1項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができる。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県体育施設条例の一部を改正する条例

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「施設」という。）」を削る。

第2条第1項中「施設」を「体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2項中「施設」を「体育施設」に改める。

第3条中「、施設」を「、施設等」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用の」を「前条第1項の」に改め、同条第1号中「とき」を「と認めるとき」に改め、同条第2号中「施設」を「体育施設」に改める。

第4条の見出しを「（使用の許可の取消し等）」に改め、同条中「第2条」を「第2条第1項」に、「者」を「者（以下「使用者」という。）」に、「一に」を「いずれかに」に、「とき、その他施設の管理上特に必要があると認めるときは」を「ときは、当該許可を取り消し」に、「使用を停止し、又は当該許可を取り消す」を「又は施設等の使用の停止を命ずる」に改め、同条第1号中「使用の」を「当該」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「許可」を「当該許可」に、「とき」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

第5条中「第2条の規定による許可を受けた者は、」を「使用者は、体育施設の」に、「備付けの物件」を「設備」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

（使用料の徴収等）

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

- 2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者）

第8条 体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。

(1) 体育施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとすることができる。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休業日としないこと。

イ 毎月の第3月曜日（山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日）（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他体育施設の管理上県教育委員会が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。

3 県教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 体育施設の維持管理に関する業務

(2) 体育施設の運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し県教育委員会が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第11条 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合にあつては、使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第6条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第12条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

1 施設

(1) 山形県体育館

名称	区分			使用料の額
主競技場	全部（ス	アマチュ	入場料金	1時間当たり
			児童生徒等のみ	

ページを含む。)を単独で使用する場合	アスポーツに使用する場合	を領収しない場合	が使用する場合	1,780円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,560円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,560円
			上記以外の場合	1時間当たり 7,120円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,000円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 76,300円
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 880円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,760円	
上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円	
	生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円	
	上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円	

小競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 880円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,760円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,760円	
			上記以外の場合	1時間当たり 3,520円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 9,630円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 38,500円		
	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円	
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円	
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円	

(2) 山形県武道館

名称	区分	使用料の額
----	----	-------

柔道場又は剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 640円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,280円	
			上記以外の場合	1時間当たり 2,560円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 3,740円		
		入場料金を領収する場合	1時間当たり 7,480円		
	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円	
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円	
		上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円	

(3) 山形県あかねヶ丘陸上競技場

名称	区分	使用料の額
----	----	-------

陸上競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 760円	
				上記以外の場合	1時間当たり 1,520円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,520円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,040円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 15,600円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 62,500円	
		上記以外の場合	児童等が使用する場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円
			生徒等が使用する場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円
	上記以外の場合			午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 220円		

2 設備

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合

合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用する場合	350円	
		上記以外の場合	480円	
会議室	1時間につき		270円	700円
ステージ	1時間につき		370円	700円
温水シャワー	1人1回につき		170円	310円
放送設備	1時間につき		440円	1,190円
電光表示板	1組1時間につき		740円	1,960円
ピアノ	1時間につき		270円	940円
いす（四連式）	1脚1回につき		35円	95円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区分		使用の単位	加算額	
電気	山形県体育館	全館灯（小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。）	1時間につき 4,070円	
		主競技場	全灯使用	1時間につき 2,440円
			4分の1灯を超え2分の1灯以下使用	1時間につき 1,220円
			4分の1灯以下使用	1時間につき 610円
			換気	1時間につき 1,520円
		ステージ	1時間につき 610円	
		小競技場	1時間につき 160円	
	山形県武道館	柔道場	1時間につき 100円	
剣道場		1時間につき 100円		
山形県あかねヶ丘 陸上競技場	陸上競技場	1時間につき 710円		

	会議室	1時間につき	40円
	特殊電源装置	1時間につき	500円
暖房	山形県体育館主競技場	1時間につき	9,680円
	合宿所	1人1泊につき	240円
	会議室	1時間につき	420円

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- この表により使用料の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、第1項又は第2項の表に掲げる額に第3項の表に掲げる額を加算した額とする。
- 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、第2項の表に掲げる額に300円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（山形県体育施設使用料条例の廃止）

- 山形県体育施設使用料条例（昭和27年12月県条例第98号）は、廃止する。

（準備行為）

- 体育施設の管理を法人その他の団体であって県教育委員会が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県警察職員定数条例の一部を改正する条例

山形県警察職員定数条例（昭和32年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「548人」「550人」
 第1条第1項中 566人を568人に改める。
 「583人」「587人」

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

山形県工業用水道料金徴収条例(昭和46年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名称	種別	基本料金 (1立方メートル当たり)	超過料金 (1立方メートル当たり)
酒田工業用水道		30円	60円
八幡原工業用水道		30円	60円
福田工業用水道		30円	60円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日の属する月に確認した使用水量に係る料金については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。